



忠類保育所きりん組 やまや ふうがくん





むらかみゆいちゃん

かんの えなちゃん

oまぐちかんなちゃん

札内さかえ保育所すみれ組

すずきだいちくん

申請がお済みでない公務員の皆様へ

子育で世帯への臨時特別給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育で世帯への生活を支援する取り組みとして、児童手当(所得制限超過により特例給付となっている方を除く)を受給する世帯に対して給付金を支給します。

※公務員以外の方については、既に支給が完了しています。

▶支給対象者

令和2年4月分(児童の年齢到達または死亡により3月分の支給を受けた方を含む)児童手 当の受給者の方で幕別町に住民票のある方

※特例給付(児童手当の所得制限額以上の方に児童1人当たり月額5千円を支給)の受給者は対象となりません。

▶対象児童

令和2年4月分の児童手当が支給される児童(児童の年齢到達または死亡により3月分の 児童手当の支給される児童を含む)

▶給付額 対象児童1人につき1万円

▶申請方法

公務員以外の場合 既に支給は完了しています。

公務員の場合

令和2年9月30日⊛までに、次の書類を提出してください。(郵送可)

- ・申請書(所属庁から配布を受け、児童手当を受給している証明を受けたもの)
- ・児童手当を受給している振込口座の通帳またはキャッシュカードの写し(申請書へ貼付)
- ※公務員の児童手当の受給状況は、所属庁から町に情報提供されないため、町から給付対象者の公務員の方に個別にご案内できませんので、ご留意願います。

▶申請書の受付窓口

役場こども課(本町 130 番地 1)、札内支所(札内青葉町 311 番地 11)、糠内出張所(糠内 251 番地 1)、忠類ふれあいセンター福寿(忠類白銀町 384 番地 10)

- ※受付時間は、申請期間の平日午前8時45分~午後5時30分までです。
- ※札内支所は毎週水曜日は午後7時まで開所していますので、ご利用ください。



臨時特別給付金に関する問い合わせ先

問こども課こども支援係 (☎纂 54-6621)

ひとり親世帯臨時特別給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯については、子育てに対する負担の増加や収入の減少などにより特に大きな困難が心身等に生じていることを踏まえ、こうした世帯を支援するため、臨時特別給付金を支給します。

1. 基本給付

◆対象者

次の①から③のいずれかに該当する方

- ①令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方
- ②公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方
- ※児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額又は一部 停止されたと推測される方も対象となります。
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、直近の収入が児童扶養手 当を受給している方と同じ水準となっている方

◆給付額

1世帯5万円、第2子以降児童1人につき3万円加算

2. 追加給付

◆対象者

基本給付の対象者の①または②に該当する方のうち、<u>新型コロナウイルス感染症の影響を受け</u>て家計が急変し、収入が減少した方

- ※生活保護を受給されている方は、収入が減少した場合、その分保護費が増加することになる ため、追加給付の支給対象にはなりません。
- ◆給付額 1世帯5万円

【申請方法および支給時期】-

◆基本給付の対象者①に該当する方 <u>申請は不要です。</u>

対象者には北海道から令和2年8月28日金に支給済みです。

- ※追加給付にも該当する場合、追加給付分については申請が必要となります。
- ◆基本給付の対象者②、③および追加給付に該当する方 申請が必要です。

申請者の世帯の状況等によって、必要な申請書および添付書類が異なりますので、申請前にこども課こども支援係までご連絡ください。

また、町ホームページでも申請書様式等を掲載しておりますので、そちらも合わせてご参照ください。

申請書提出後、北海道から可能な限り速やかに支給される予定です。

申請期限は令和3年2月26日金までです。